

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年 8 月 2 日
【会社名】	日本電信電話株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 惺
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	(03) 5205-5581
【事務連絡者氏名】	財務部門 I R 室長 伊藤 浩司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	(03) 5205-5581
【事務連絡者氏名】	財務部門 I R 室長 伊藤 浩司
【縦覧に供する場所】	東日本電信電話株式会社東京支店 (東京都港区港南一丁目 9 番 1 号) 東日本電信電話株式会社神奈川支店 (横浜市西区みなとみらい四丁目 7 番 3 号横浜メディアタワー) 東日本電信電話株式会社千葉支店 (千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地幕張テクノガーデンビルD棟13階) 東日本電信電話株式会社埼玉支店 (さいたま市中央区新都心 9 番地) 東日本電信電話株式会社茨城支店 (水戸市北見町 8 番 8 号) 東日本電信電話株式会社栃木支店 (宇都宮市東宿郷四丁目 3 番 27 号) 東日本電信電話株式会社群馬支店 (高崎市高松町 3 番地) 東日本電信電話株式会社山梨支店 (甲府市青沼一丁目 12 番 13 号) 東日本電信電話株式会社長野支店 (長野市大字南長野新田町 1137 番地 5) 東日本電信電話株式会社新潟支店 (新潟市東堀通七番町 1017 番地 1) 東日本電信電話株式会社宮城支店 (仙台市若林区五橋三丁目 2 番 1 号) 東日本電信電話株式会社福島支店 (福島市山下町 5 番 10 号) 東日本電信電話株式会社岩手支店 (盛岡市中央通一丁目 2 番 2 号) 東日本電信電話株式会社青森支店 (青森市橋本二丁目 1 番 6 号) 東日本電信電話株式会社山形支店 (山形市本町一丁目 7 番 54 号) 東日本電信電話株式会社秋田支店 (秋田市中通四丁目 4 番 4 号)

東日本電信電話株式会社北海道支店
(札幌市中央区北一条西六丁目1番地)
西日本電信電話株式会社大阪支店
(大阪市北区堂島三丁目1番2号)
西日本電信電話株式会社大阪東支店
(大阪市中央区博労町二丁目5番15号)
西日本電信電話株式会社大阪南支店
(大阪市西区阿波座二丁目1番11号)
西日本電信電話株式会社和歌山支店
(和歌山市一番丁5番地)
西日本電信電話株式会社京都支店
(京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町4番地)
西日本電信電話株式会社奈良支店
(奈良市下三条町1番地1)
西日本電信電話株式会社滋賀支店
(大津市浜大津一丁目1番26号)
西日本電信電話株式会社兵庫支店
(神戸市中央区海岸通11番)
西日本電信電話株式会社名古屋支店
(名古屋市中区大須四丁目9番60号)
西日本電信電話株式会社静岡支店
(静岡市葵区城東町5番1号)
西日本電信電話株式会社岐阜支店
(岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地)
西日本電信電話株式会社三重支店
(津市桜橋二丁目149番地)
西日本電信電話株式会社金沢支店
(金沢市出羽町4番1号)
西日本電信電話株式会社富山支店
(富山市東田地方町一丁目1番30号)
西日本電信電話株式会社福井支店
(福井市日之出二丁目12番5号)
西日本電信電話株式会社広島支店
(広島市中区基町6番77号)
西日本電信電話株式会社島根支店
(松江市東朝日町102番地)
西日本電信電話株式会社岡山支店
(岡山市中山下二丁目1番90号)
西日本電信電話株式会社鳥取支店
(鳥取市湯所町二丁目258番地)
西日本電信電話株式会社山口支店
(山口市熊野町4番5号)
西日本電信電話株式会社愛媛支店
(松山市一番町四丁目3番地)
西日本電信電話株式会社香川支店
(高松市観光通一丁目8番地2)
西日本電信電話株式会社徳島支店
(徳島市西大工町二丁目5番地1)

西日本電信電話株式会社高知支店
(高知市帯屋町二丁目5番11号)
西日本電信電話株式会社福岡支店
(福岡市博多区博多駅東三丁目2番28号)
西日本電信電話株式会社北九州支店
(北九州市小倉北区古船場町5番12号)
西日本電信電話株式会社佐賀支店
(佐賀市駅前中央一丁目8番32号)
西日本電信電話株式会社長崎支店
(長崎市出島町14番7号)
西日本電信電話株式会社熊本支店
(熊本市桜町3番1号)
西日本電信電話株式会社大分支店
(大分市長浜町三丁目15番7号)
西日本電信電話株式会社鹿児島支店
(鹿児島市松原町4番26号)
西日本電信電話株式会社宮崎支店
(宮崎市広島一丁目5番3号)
西日本電信電話株式会社沖縄支店
(浦添市城間四丁目35番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

(注) 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の支店は、証券取引法による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備え付けました。

1【提出理由】

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の内容および発生年月日

当社および一部の国内関係会社が加入していたエヌ・ティ・ティ厚生年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成19年4月17日に厚生労働大臣に対し過去分返上の認可申請を行い、平成19年7月1日に認可を受けました。

これに伴い、平成19年7月1日付でエヌ・ティ・ティ厚生年金基金は、新たに「エヌ・ティ・ティ企業年金基金」となりました。

(2) 当該事象の連結損益に与える影響額

平成19年7月1日、エヌ・ティ・ティ厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、過去分返上の認可を受けておりますが、すべての返上手続きが完了するまで代行部分の清算に係る会計処理は発生しません。返上の時期は未定であり、清算に伴う影響額等は現段階で正確に予測できないものの、返還相当額の支払が平成19年3月31日に行われたと仮定した場合、損益影響額は約3,400億円（営業費用の減少）であります。